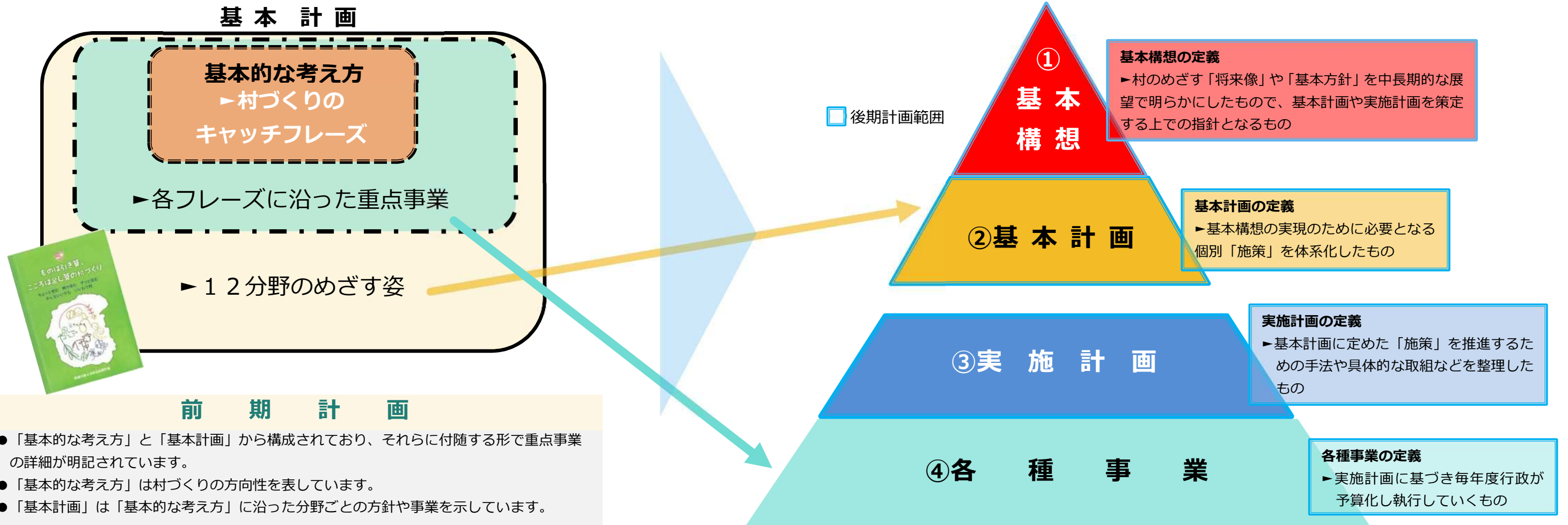


前期計画（令和3年度～令和7年度）

後期計画（令和5年度～令和7年度）



前期計画

- 「基本的な考え方」と「基本計画」から構成されており、それらに付随する形で重点事業の詳細が明記されています。
- 「基本的な考え方」は村づくりの方向性を表しています。
- 「基本計画」は「基本的な考え方」に沿った分野ごとの方針や事業を示しています。

【今回の中間見直しで明らかとなった点】

1. 前期計画の「各フレーズに沿った重点事業」は、事業名は異なるものの、その理念の実現に向けて令和5年度事業関連（復興関連事業を含む）において、約8割の着手率を達成したこと
2. 他市町村の総合計画では、その自治体の目指す姿と方向性・施策を示す体裁がほとんどであるのに対して、村の前期計画は「基本的な考え方」の直下に「重点事業」が明記され、「目的」を達成するための「手段」であるべき「事業」の実施そのものが目的化されているように見えること
3. 議会での予算承認を要する「事業」が、前期計画では策定時点での財源確保が確定しないまま「重点事業」として掲載されていること
4. 自主財源の少ない村にとって、「事業」を実施する上で国・県の補助金・交付金等の財源確保は必須である視点が明記されていないこと
5. いいたてまでいな復興計画（第1版～第5版）と併行した計画となっているため、現に村予算の多くの部分は、国・県財源による復興関連事業が占めていること
6. 自治体の根幹となる「人口」に着目した人口動態（若年層の減少、高齢者比率の増加等）予測に基づく方針・目標が示されていなかったこと

後期計画

(ア) 前期計画では「基本計画」の中に村づくりのキャッチフレーズや各種事業、分野ごとのめざす姿が記載されていたものを、後期計画の中で「①基本構想」と「②基本計画」、「③実施計画」のそれぞれの定義に基づき整理しました。

(イ) 後期計画の中の「①基本構想」と「②基本計画」は、前期計画策定時、策定委員をはじめとした村民の皆様の意向を大きく反映し完成した内容で、これらはすべての根幹となる「変わらないコンセプト」として位置づけています。

(ウ) この「①基本構想」と「②基本計画」をもとに、実需者、実務者等の視点を持って「③実施計画」を策定します。なお、「③実施計画」の効果を検証し、見直しをするための基準として新たに「指標（例えば農地の集積面積や営農再開面積）」を示すこととします。またこの「③実施計画」がPDCAサイクル上の「中間見直し」等の対象となります。

(エ) 役場はこの実施計画に基づき、成果指標、スケジュール、財源など多角的な視点、検討、協議を踏まえて、「④各種事業」を構築・予算化し、執行します。

(オ) 事業実施の際には必ず「予算」が必要になりますが、これは毎年度の議会での議決を経て執行されるものです。